

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○肥料の登録	一	（農産環境課）
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	（森林整備課）
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	二	（水産業振興課）
○建設業許可の取消し	二	（事業管理課）
○道路の区域変更	三	（道路課）
○道路の供用開始（二件）	三	（同）
○開発行為に関する工事の完了	三	（建築宅地課）
正 誤	三	
○宮城県公報第二九九八号（平成三十年十月五日付け）中	三	

告 示

○宮城県告示第九百三十五号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 （宮城県）	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
-------	---------------	-------	-------	------	-------	------	-------	----------	--------	---------	---------	------

平成三十年 八月三十日	第六〇九号	加工家さんふん 肥料	ダテユキペレ ットD	三・〇	三・五	三・五
----------------	-------	---------------	---------------	-----	-----	-----

○宮城県告示第九百三十六号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成三十年十月十九日から平成三十年十一月二日まで縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	伊達物産株式会社	福島県伊達市梁川町字南 町谷川一三番地	平成三十六年 八月二十九日
--	----------	------------------------	------------------

届出事項	縦覧場所
発起人の住所及び氏名	加入区
気仙沼市本吉町谷地五十二番地一	大谷本吉加入区
気仙沼市本吉町蔵内二十七番地二	宮城県漁業協同組合 大谷本吉支所
及川 敏	宮城県気仙沼市本吉町三島十四番地三

○宮城県告示第九百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成三十年十月五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社KFロード 小松 省二	仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一 一〇一	般一二十六 第二万百三十号
株式会社エコ建 橋本 慶幸	東松島市矢本字裏町九十番地一	般一二十六 第二万二百五号
株式会社東明開 小倉 憲明	仙台市泉区八乙女中央四丁目一 三番四	般一二十七 第二万五千四百号
株式会社三塚工務店 三塚 作蔵	多賀城市八幡二丁目十七番二十五号	般一二十八 第二万二千百七十八号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し
2 取消範囲
建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実
被処分者の営業所の所在地を確知できず、平成三十年九月四日付け宮城県告示第八百二十三号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。
○宮城県告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 古川佐沼線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市南方町新沢田三〇番七地先から 同市南方町後屋敷待井三八番一地先まで	後	前	一〇・六 二二・四	四四〇・〇
	後	前	一七・七 三一・九	四四〇・〇

○宮城県告示第九百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

県道	中田迫線	登米市中田町石森字新境堀一八三番一地先から 同市中田町石森字新境堀二〇三番一地先まで	平成三十年 十月十九日
----	------	---	----------------

○宮城県告示第九百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川佐沼線	登米市南方町新沢田三〇番七地先から 同市南方町後屋敷待井三八番一地先まで	平成三十年 十月十九日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名 称
気仙沼市波路上杉ノ下五十四番二、五十五番
二、五十七番の一部、八十番一の一部、八十番七、
八十一番四、百七十九番

気仙沼市八日町一丁目一番一号

気仙沼市

正 誤

○宮城県公報第二九九八号（平成三十年十月五日付け）中

ページ
五
下 段

公安委員会	1	1	0	0	0	0	0
警察本部長	147	1	129	0	0	4	13

正

公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	148	2	129	0	0	4	13

器